

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴う
約款に記載の「単位料金の調整」に関する対応について

サーラエナジー株式会社（以下「当社」という）は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による政府支援を踏まえた値引きを実施するため、年間契約量が1,000万立方メートル未満のお客さまの当社の約款に定める調整単位料金（1立方メートル当たり）は、当社の約款における「単位料金の調整」の規定によって算定される調整単位料金（1立方メートル当たり）から以下の金額を引き下げたものとします。

【2025年（令和7年）2月検針分料金及び3月検針分料金】

1立方メートル当たり10円（税込）

【2025年（令和7年）4月検針分料金】

1立方メートル当たり5円（税込）

なお、期間中は以下の約款において記載する内容に変更が生じますが、本件に伴うガス事業法に基づく書面交付は省略いたします。（今回の政府支援措置を速やかに開始するためガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）が一部改正されております）

◇対象となる約款

- ・ガス小売供給約款
- ・家庭用温水・暖房契約（湯とり・暖どりプラン）
- ・家庭用ウイズガス（調理・温水・暖房）契約（ウイズガスプラン）
- ・家庭用コージェネレーションシステム契約（湯とりE+（イープラス）プラン）
- ・業務用の各選択約款

以上